



島根県報

平成19年 3 月30日 (金)

号外 第 62 号

(毎週火・金曜日発行)

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

規 則

職員の退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則	(人 事 課)	2
地方公営企業法第15条第 1 項ただし書に規定する主要な職員を定める規則の一部を改正する規則	(")	10
地方公営企業法第39条第 2 項の規定に基づき知事が定める職に関する規則の一部を改正する規則	(")	10
島根県庁舎等管理規則の一部を改正する規則	(管 財 課)	11
島根県災害救助法施行細則の一部を改正する規則	(消 防 災 課)	11

公布された条例等のあらまし

職員の退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則 (規則第48号)

1 規則の概要

病院事業に地方公営企業法の規定の全部を適用すること及び公立大学法人島根県立大学の設立に伴う規定の整理

2 施行期日

平成19年 4 月 1 日から施行することとした。

地方公営企業法第15条第 1 項ただし書に規定する主要な職員を定める規則の一部を改正する規則 (規則第49号)

1 規則の概要

主要な職員に、病院局の本局においては、局長、課長及び調整監を、病院においては、院長、副院長、事務局長、医療局長、医療局次長、医療技術局長、薬剤局長、看護局長、事務局部長及び調整監 (医療職給料表の適用を受ける職員を除く。) を加えることとした。

2 施行期日

平成19年 4 月 1 日から施行することとした。

地方公営企業法第39条第 2 項の規定に基づき知事が定める職に関する規則の一部を改正する規則 (規則第50号)

1 規則の概要

知事が定める職に、病院局の本局においては、局長、課長、調整監及びグループリーダーを、病院においては、院長、副院長、事務局長、医療局長、医療局次長、医療技術局長、薬剤局長、看護局長、室長、診療部長、医療技術局次長、科長、看護局次長、事務局部長、医療技術局部長、看護部長、診療科部長、看護師長、医療局部長、技師長、室長補佐、副科長、副看護師長、調整監及び科長を加えることとした。

2 施行期日

平成19年 4 月 1 日から施行することとした。

島根県庁舎等管理規則の一部を改正する規則 (規則第51号)

1 規則の概要

旧博物館の名称を第三分庁舎とし、県庁舎として位置付けることとしたことに伴う規定の整備 (第 2 条関係)

2 施行期日

平成19年4月1日から施行することとした。

島根県災害救助法施行細則の一部を改正する規則（規則第52号）

1 規則の概要

地方自治法の一部を改正する法律及び学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う規定の整理（第13条・第19条・第22条・様式第3号 - 第5号関係）

2 施行期日

平成19年4月1日から施行することとした。

規 則

職員の退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年3月30日

島根県知事 澄 田 信 義

島根県規則第48号

職員の退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則

職員の退職手当に関する条例施行規則（昭和29年島根県規則第15号）の一部を次のように改正する。

第4条の5第1項中「次に」を「第4条の2第2項第2号及び第3号に」に改め、同項各号を削り、同条第4項中「（退職日給料月額が職員の給与に関する条例（昭和26年島根県条例第1号。以下「給与条例」という。）の医療職給料表(1)の4級の特4号給の額に相当する額以上である場合には、100分の1）」を削り、同条第5項中「（特定減額前給料月額が給与条例の医療職給料表(1)の4級の特4号給の額に相当する額以上である場合には、100分の1）」を削る。

附則第3項第1号中「日本電信電話株式会社」を「日本電信電話株式会社等に関する法律」に改める。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第4条の9関係）

ア 平成8年4月1日から平成18年3月31日までの間の基礎在職期間における職員の区分についての表

第1号区分	<p>1 平成15年4月1日から平成18年3月31日までの間において適用されていた一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成15年島根県条例第7号。以下「平成15年4月以後平成18年3月以前の任期付研究員条例」という。）第5条第1項の給料表の適用を受けていた者で同表6号給の給料月額を受けていたもの</p> <p>2 平成15年4月1日から平成18年3月31日までの間において適用されていた一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成15年島根県条例第8号。以下「平成15年4月以後平成18年3月以前の任期付職員条例」という。）第4条第1項の給料表の適用を受けていた者で同表7号給の給料月額を受けていたもの</p>
第2号区分	<p>1 平成8年4月1日から平成18年3月31日までの間において適用されていた職員の給与に関する条例（以下「平成8年4月以後平成18年3月以前の給与条例」という。）の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が11級であったもの</p> <p>2 平成8年4月以後平成18年3月以前の給与条例の研究職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が5級であったもののうち知事の定めるもの</p> <p>3 平成8年4月以後平成18年3月以前の給与条例の医療職給料表(1)の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であったもののうち知事の定めるもの</p> <p>4 平成15年4月以後平成18年3月以前の任期付研究員条例第5条第1項の給料表の適用を受けて</p>

	<p>いた者で同表 5 号給の給料月額を受けていたもの</p> <p>5 平成15年 4 月以後平成18年 3 月以前の任期付職員条例第 4 条第 1 項の給料表の適用を受けていた者で同表 6 号給の給料月額を受けていたもの</p>
第 3 号区分	<p>1 平成 8 年 4 月以後平成18年 3 月以前の給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が10級であったもの</p> <p>2 平成 8 年 4 月以後平成18年 3 月以前の給与条例の公安職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が10級であったもの</p> <p>3 平成 8 年 4 月以後平成18年 3 月以前の給与条例の研究職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が 5 級であったもの(第 2 号区分の項第 2 号に掲げる者を除く。)のうち知事の定めるもの</p> <p>4 平成 8 年 4 月以後平成18年 3 月以前の給与条例の医療職給料表(1)の適用を受けていた者でその属する職務の級が 4 級であったもの(第 2 号区分の項第 3 号に掲げる者を除く。)のうち知事の定めるもの</p> <p>5 平成 8 年 4 月 1 日から平成18年 3 月31日までの間において適用されていた県立学校の教育職員の給与に関する条例(昭和29年島根県条例第 6 号。以下「平成 8 年 4 月以後平成18年 3 月以前の県立学校給与条例」という。)の高等学校等教育職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が 4 級であったもののうち知事の定めるもの</p> <p>6 平成 8 年 4 月 1 日から平成18年 3 月31日までの間において適用されていた市町村立学校の教職員の給与等に関する条例(昭和29年島根県条例第 7 号。以下「平成 8 年 4 月以後平成18年 3 月以前の市町村立学校給与条例」という。)の中学校及び小学校教育職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が 4 級であったもののうち知事の定めるもの</p> <p>7 平成15年 4 月以後平成18年 3 月以前の任期付職員条例第 4 条第 1 項の給料表の適用を受けていた者で同表 5 号給の給料月額を受けていたもの</p>
第 4 号区分	<p>1 平成 8 年 4 月以後平成18年 3 月以前の給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が 9 級であったもの</p> <p>2 平成 8 年 4 月以後平成18年 3 月以前の給与条例の公安職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が 9 級であったもの</p> <p>3 平成 8 年 4 月以後平成18年 3 月以前の給与条例の研究職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が 5 級であったもの(第 2 号区分の項第 2 号及び第 3 号区分の項第 3 号に掲げる者を除く。)</p> <p>4 平成 8 年 4 月以後平成18年 3 月以前の給与条例の医療職給料表(1)の適用を受けていた者でその属する職務の級が 4 級であったもの(第 2 号区分の項第 3 号及び第 3 号区分の項第 4 号に掲げる者を除く。)</p> <p>5 平成 8 年 4 月以後平成18年 3 月以前の給与条例の医療職給料表(2)の適用を受けていた者でその属する職務の級が 7 級であったもの</p> <p>6 平成 8 年 4 月以後平成18年 3 月以前の給与条例の医療職給料表(3)の適用を受けていた者でその属する職務の級が 7 級であったもの</p> <p>7 平成 8 年 4 月以後平成18年 3 月以前の県立学校給与条例の高等学校等教育職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が 4 級であったもの(第 3 号区分の項第 5 号に掲げる者を除く。)のうち知事の定めるもの</p> <p>8 平成 8 年 4 月以後平成18年 3 月以前の市町村立学校給与条例の中学校及び小学校教育職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が 4 級であったもの(第 3 号区分の項第 6 号に掲げ</p>

	<p>る者を除く。)のうち知事の定めるもの</p> <p>9 平成15年 4 月以後平成18年 3 月以前の任期付研究員条例第 5 条第 1 項の給料表の適用を受けていた者で同表 4 号給の給料月額を受けていたもの</p> <p>10 平成15年 4 月以後平成18年 3 月以前の任期付職員条例第 4 条第 1 項の給料表の適用を受けていた者で同表 4 号給の給料月額を受けていたもの</p>
<p>第 5 号区分</p>	<p>1 平成 8 年 4 月以後平成18年 3 月以前の給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が 8 級であったもの</p> <p>2 平成 8 年 4 月以後平成18年 3 月以前の給与条例の公安職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が 8 級であったもの</p> <p>3 平成 8 年 4 月以後平成18年 3 月以前の給与条例の海事職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が 5 級であったもの</p> <p>4 平成 8 年 4 月以後平成18年 3 月以前の給与条例の研究職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が 4 級であったもの</p> <p>5 平成 8 年 4 月以後平成18年 3 月以前の給与条例の医療職給料表(1)の適用を受けていた者でその属する職務の級が 3 級であったもの</p> <p>6 平成 8 年 4 月以後平成18年 3 月以前の給与条例の医療職給料表(2)の適用を受けていた者でその属する職務の級が 6 級であったもの</p> <p>7 平成 8 年 4 月以後平成18年 3 月以前の給与条例の医療職給料表(3)の適用を受けていた者でその属する職務の級が 6 級であったもの</p> <p>8 平成 8 年 4 月以後平成18年 3 月以前の県立学校給与条例の高等学校等教育職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が 4 級であったもの(第 3 号区分の項第 5 号及び第 4 号区分の項第 7 号に掲げる者を除く。)</p> <p>9 平成 8 年 4 月以後平成18年 3 月以前の市町村立学校給与条例の中学校及び小学校教育職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が 4 級であったもの(第 3 号区分の項第 6 号及び第 4 号区分の項第 8 号に掲げる者を除く。)</p> <p>10 平成15年 4 月以後平成18年 3 月以前の任期付研究員条例第 5 条第 1 項の給料表の適用を受けていた者で同表 3 号給の給料月額を受けていたもの</p> <p>11 平成15年 4 月以後平成18年 3 月以前の任期付職員条例第 4 条第 1 項の給料表の適用を受けていた者で同表 3 号給の給料月額を受けていたもの</p>
<p>第 6 号区分</p>	<p>1 平成 8 年 4 月以後平成18年 3 月以前の給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が 7 級であったもの</p> <p>2 平成 8 年 4 月以後平成18年 3 月以前の給与条例の公安職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が 7 級であったもの</p> <p>3 平成 8 年 4 月以後平成18年 3 月以前の給与条例の海事職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が 4 級であったもの</p> <p>4 平成 8 年 4 月以後平成18年 3 月以前の給与条例の研究職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が 3 級であったもののうち知事の定めるもの</p> <p>5 平成 8 年 4 月以後平成18年 3 月以前の給与条例の医療職給料表(1)の適用を受けていた者でその属する職務の級が 2 級であったもののうち知事の定めるもの</p> <p>6 平成 8 年 4 月以後平成18年 3 月以前の給与条例の医療職給料表(2)の適用を受けていた者でその属する職務の級が 5 級であったもののうち知事の定めるもの</p> <p>7 平成 8 年 4 月以後平成18年 3 月以前の給与条例の医療職給料表(3)の適用を受けていた者でその</p>

	<p>属する職務の級が 5 級であったもののうち知事の定めるもの</p> <p>8 平成 8 年 4 月以後平成18年 3 月以前の県立学校給与条例の高等学校等教育職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が 3 級であったもの</p> <p>9 平成 8 年 4 月以後平成18年 3 月以前の市町村立学校給与条例の中学校及び小学校教育職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が 3 級であったもの</p> <p>10 平成15年 4 月以後平成18年 3 月以前の任期付研究員条例第 5 条第 1 項の給料表の適用を受けていた者で同表 2 号給の給料月額を受けていたもの</p> <p>11 平成15年 4 月以後平成18年 3 月以前の任期付職員条例第 4 条第 1 項の給料表の適用を受けていた者で同表 1 号給又は 2 号給の給料月額を受けていたもの</p>
第 7 号区分	<p>1 平成 8 年 4 月以後平成18年 3 月以前の給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が 6 級であったもの</p> <p>2 平成 8 年 4 月以後平成18年 3 月以前の給与条例の公安職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が 6 級であったもの</p> <p>3 平成 8 年 4 月以後平成18年 3 月以前の給与条例の海事職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が 3 級であったもののうち知事の定めるもの</p> <p>4 平成 8 年 4 月以後平成18年 3 月以前の給与条例の研究職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が 3 級であったもの(第 6 号区分の項第 4 号に掲げる者を除く。)</p> <p>5 平成 8 年 4 月以後平成18年 3 月以前の給与条例の医療職給料表(1)の適用を受けていた者でその属する職務の級が 2 級であったもの(第 6 号区分の項第 5 号に掲げる者を除く。)</p> <p>6 平成 8 年 4 月以後平成18年 3 月以前の給与条例の医療職給料表(2)の適用を受けていた者でその属する職務の級が 5 級であったもの(第 6 号区分の項第 6 号に掲げる者を除く。)</p> <p>7 平成 8 年 4 月以後平成18年 3 月以前の給与条例の医療職給料表(3)の適用を受けていた者でその属する職務の級が 5 級であったもの(第 6 号区分の項第 7 号に掲げる者を除く。)</p> <p>8 平成 8 年 4 月以後平成18年 3 月以前の県立学校給与条例の高等学校等教育職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が 2 級であったもののうち知事の定めるもの</p> <p>9 平成 8 年 4 月以後平成18年 3 月以前の市町村立学校給与条例の中学校及び小学校教育職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が 2 級であったもののうち知事の定めるもの</p> <p>10 平成 8 年 4 月 1 日から平成18年 3 月31日までの間において適用されていた技能労務職員の給与に関する規則(昭和32年島根県規則第55号。以下「平成 8 年 4 月以後平成18年 3 月以前の技能労務職員規則」という。)の技能労務職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が 2 級であったもののうち知事の定めるもの</p> <p>11 平成15年 4 月以後平成18年 3 月以前の任期付研究員条例第 5 条第 1 項の給料表の適用を受けていた者で同表 1 号給の給料月額を受けていたもの</p>
第 8 号区分	<p>1 平成 8 年 4 月以後平成18年 3 月以前の給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が 4 級又は 5 級であったもの</p> <p>2 平成 8 年 4 月以後平成18年 3 月以前の給与条例の公安職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が 3 級であったもののうち知事の定めるもの又は 4 級若しくは 5 級であったもの</p> <p>3 平成 8 年 4 月以後平成18年 3 月以前の給与条例の海事職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が 3 級であったもの(第 7 号区分の項第 3 号に掲げる者を除く。)</p> <p>4 平成 8 年 4 月以後平成18年 3 月以前の給与条例の研究職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が 2 級であったもののうち知事の定めるもの</p> <p>5 平成 8 年 4 月以後平成18年 3 月以前の給与条例の医療職給料表(1)の適用を受けていた者でその</p>

	<p>属する職務の級が 1 級であったもののうち知事の定めるもの</p> <p>6 平成 8 年 4 月以後平成18年 3 月以前の給与条例の医療職給料表(2)の適用を受けていた者でその属する職務の級が 3 級又は 4 級であったもの</p> <p>7 平成 8 年 4 月以後平成18年 3 月以前の給与条例の医療職給料表(3)の適用を受けていた者でその属する職務の級が 4 級であったもの</p> <p>8 平成 8 年 4 月 1 日から平成16年12月31日までの間において適用されていた県立学校の教育職員の給与に関する条例の大学教育職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が 2 級であったもののうち知事の定めるもの</p> <p>9 平成17年 1 月 1 日から平成18年 3 月31日までの間において適用されていた県立学校の教育職員の給与に関する条例の大学教育職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が 1 級であったもののうち知事の定めるもの</p> <p>10 平成 8 年 4 月以後平成18年 3 月以前の県立学校給与条例の高等学校等教育職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が 2 級であったもの(第 7 号区分の項第 8 号に掲げる者を除く。)のうち知事の定めるもの</p> <p>11 平成 8 年 4 月以後平成18年 3 月以前の市町村立学校給与条例の中学校及び小学校教育職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が 2 級であったもの(第 7 号区分の項第 9 号に掲げる者を除く。)のうち知事の定めるもの</p> <p>12 平成 8 年 4 月以後平成18年 3 月以前の技能労務職員規則の技能労務職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が 2 級であったもの(第 7 号区分の項第10号に掲げる者を除く。)</p> <p>13 平成15年 4 月以後平成18年 3 月以前の任期付研究員条例第 5 条第 2 項の給料表の適用を受けていた者</p>
第 9 号区分	第 1 号区分から第 8 号区分までのいずれの職員の区分にも属しないこととなる者

イ 平成18年 4 月 1 日以後の基礎在職期間における職員の区分についての表

第 1 号区分	<p>1 平成18年 4 月 1 日以後適用されている一般職の任期付研究員の採用等に関する条例(以下「平成18年 4 月以後の任期付研究員条例」という。)第 5 条第 1 項の給料表の適用を受けていた者で同表 6 号給の給料月額を受けていたもの</p> <p>2 平成18年 4 月 1 日以後適用されている一般職の任期付職員の採用等に関する条例(以下「平成18年 4 月以後の任期付職員条例」という。)第 4 条第 1 項の給料表の適用を受けていた者で同表 7 号給の給料月額を受けていたもの</p>
第 2 号区分	<p>1 平成18年 4 月 1 日以後適用されている職員の給与に関する条例(以下「平成18年 4 月以後の給与条例」という。)の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が 9 級であったもの</p> <p>2 平成18年 4 月以後の給与条例の研究職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が 5 級であったもののうち知事の定めるもの</p> <p>3 平成18年 4 月以後の給与条例の医療職給料表(1)の適用を受けていた者でその属する職務の級が 4 級であったもののうち知事の定めるもの</p> <p>4 平成18年 4 月以後の任期付研究員条例第 5 条第 1 項の給料表の適用を受けていた者で同表 5 号給の給料月額を受けていたもの</p> <p>5 平成18年 4 月以後の任期付職員条例第 4 条第 1 項の給料表の適用を受けていた者で同表 6 号給の給料月額を受けていたもの</p>
第 3 号区分	1 平成18年 4 月以後の給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が 8

	<p>級であったもの</p> <p>2 平成18年 4 月以後の給与条例の公安職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が 9 級であったもの</p> <p>3 平成18年 4 月以後の給与条例の研究職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が 5 級であったもの(第 2 号区分の項第 2 号に掲げる者を除く。)のうち知事の定めるもの</p> <p>4 平成18年 4 月以後の給与条例の医療職給料表(1)の適用を受けていた者でその属する職務の級が 4 級であったもの(第 2 号区分の項第 3 号に掲げる者を除く。)のうち知事の定めるもの</p> <p>5 平成18年 4 月 1 日以後適用されている県立学校の教育職員の給与に関する条例(以下「平成18年 4 月以後の県立学校給与条例」という。)の高等学校等教育職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が 4 級であったものうち知事の定めるもの</p> <p>6 平成18年 4 月以後適用されている市町村立学校の教職員の給与等に関する条例(以下「平成18年 4 月以後の市町村立学校給与条例」という。)の中学校及び小学校教育職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が 4 級であったものうち知事の定めるもの</p> <p>7 平成18年 4 月以後の任期付職員条例第 4 条第 1 項の給料表の適用を受けていた者で同表 5 号給の給料月額を受けていたもの</p>
第 4 号区分	<p>1 平成18年 4 月以後の給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が 7 級であったもの</p> <p>2 平成18年 4 月以後の給与条例の公安職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が 8 級であったもの</p> <p>3 平成18年 4 月以後の給与条例の研究職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が 5 級であったもの(第 2 号区分の項第 2 号及び第 3 号区分の項第 3 号に掲げる者を除く。)</p> <p>4 平成18年 4 月以後の給与条例の医療職給料表(1)の適用を受けていた者でその属する職務の級が 4 級であったもの(第 2 号区分の項第 3 号及び第 3 号区分の項第 4 号に掲げる者を除く。)</p> <p>5 平成18年 4 月以後の給与条例の医療職給料表(2)の適用を受けていた者でその属する職務の級が 7 級であったもの</p> <p>6 平成18年 4 月以後の給与条例の医療職給料表(3)の適用を受けていた者でその属する職務の級が 7 級であったもの</p> <p>7 平成18年 4 月以後の県立学校給与条例の高等学校等教育職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が 4 級であったもの(第 3 号区分の項第 5 号に掲げる者を除く。)のうち知事の定めるもの</p> <p>8 平成18年 4 月以後の市町村立学校給与条例の中学校及び小学校教育職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が 4 級であったもの(第 3 号区分の項第 6 号に掲げる者を除く。)のうち知事の定めるもの</p> <p>9 平成18年 4 月以後の任期付研究員条例第 5 条第 1 項の給料表の適用を受けていた者で同表 4 号給の給料月額を受けていたもの</p> <p>10 平成18年 4 月以後の任期付職員条例第 4 条第 1 項の給料表の適用を受けていた者で同表 4 号給の給料月額を受けていたもの</p>
第 5 号区分	<p>1 平成18年 4 月以後の給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が 6 級であったもの</p> <p>2 平成18年 4 月以後の給与条例の公安職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が 7 級であったもの</p> <p>3 平成18年 4 月以後の給与条例の海事職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が 5</p>

	<p>級であったもの</p> <p>4 平成18年4月以後の給与条例の研究職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であったもの</p> <p>5 平成18年4月以後の給与条例の医療職給料表(1)の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級であったもの</p> <p>6 平成18年4月以後の給与条例の医療職給料表(2)の適用を受けていた者でその属する職務の級が6級であったもの</p> <p>7 平成18年4月以後の給与条例の医療職給料表(3)の適用を受けていた者でその属する職務の級が6級であったもの</p> <p>8 平成18年4月以後の県立学校給与条例の高等学校等教育職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であったもの(第3号区分の項第5号及び第4号区分の項第7号に掲げる者を除く。)</p> <p>9 平成18年4月以後の市町村立学校給与条例の中学校及び小学校教育職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であったもの(第3号区分の項第6号及び第4号区分の項第8号に掲げる者を除く。)</p> <p>10 平成18年4月以後の任期付研究員条例第5条第1項の給料表の適用を受けていた者で同表3号給の給料月額を受けていたもの</p> <p>11 平成18年4月以後の任期付職員条例第4条第1項の給料表の適用を受けていた者で同表3号給の給料月額を受けていたもの</p>
第6号区分	<p>1 平成18年4月以後の給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が5級であったもの</p> <p>2 平成18年4月以後の給与条例の公安職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が6級であったもの</p> <p>3 平成18年4月以後の給与条例の海事職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であったもの</p> <p>4 平成18年4月以後の給与条例の研究職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級であったものうち知事の定めるもの</p> <p>5 平成18年4月以後の給与条例の医療職給料表(1)の適用を受けていた者でその属する職務の級が2級であったものうち知事の定めるもの</p> <p>6 平成18年4月以後の給与条例の医療職給料表(2)の適用を受けていた者でその属する職務の級が5級であったものうち知事の定めるもの</p> <p>7 平成18年4月以後の給与条例の医療職給料表(3)の適用を受けていた者でその属する職務の級が5級であったもの</p> <p>8 平成18年4月以後の県立学校給与条例の高等学校等教育職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級であったもの</p> <p>9 平成18年4月以後の市町村立学校給与条例の中学校及び小学校教育職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級であったもの</p> <p>10 平成18年4月以後の任期付研究員条例第5条第1項の給料表の適用を受けていた者で同表2号給の給料月額を受けていたもの</p> <p>11 平成18年4月以後の任期付職員条例第4条第1項の給料表の適用を受けていた者で同表1号給又は2号給の給料月額を受けていたもの</p>
第7号区分	<p>1 平成18年4月以後の給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が4</p>

	<p>級であったもの</p> <p>2 平成18年 4 月以後の給与条例の公安職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が 5 級であったもの</p> <p>3 平成18年 4 月以後の給与条例の海事職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が 3 級であったもののうち知事の定めるもの</p> <p>4 平成18年 4 月以後の給与条例の研究職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が 3 級であったもの(第 6 号区分の項第 4 号に掲げる者を除く。)</p> <p>5 平成18年 4 月以後の給与条例の医療職給料表(1)の適用を受けていた者でその属する職務の級が 2 級であったもの(第 6 号区分の項第 5 号に掲げる者を除く。)</p> <p>6 平成18年 4 月以後の給与条例の医療職給料表(2)の適用を受けていた者でその属する職務の級が 5 級であったもの(第 6 号区分の項第 6 号に掲げる者を除く。)</p> <p>7 平成18年 4 月以後の給与条例の医療職給料表(3)の適用を受けていた者でその属する職務の級が 4 級であったもののうち知事の定めるもの</p> <p>8 平成18年 4 月以後の県立学校給与条例の高等学校等教育職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が 2 級であったもののうち知事の定めるもの</p> <p>9 平成18年 4 月以後の市町村立学校給与条例の中学校及び小学校教育職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が 2 級であったもののうち知事の定めるもの</p> <p>10 平成18年 4 月 1 日以後適用されている技能労務職員の給与に関する規則(以下「平成18年 4 月以後の技能労務職員規則」という。)の技能労務職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が 2 級であったもののうち知事の定めるもの</p> <p>11 平成18年 4 月以後の任期付研究員条例第 5 条第 1 項の給料表の適用を受けていた者で同表 1 号給の給料月額を受けていたもの</p>
第 8 号区分	<p>1 平成18年 4 月以後の給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が 3 級であったもの</p> <p>2 平成18年 4 月以後の給与条例の公安職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が 3 級であったもののうち知事の定めるもの又は 4 級であったもの</p> <p>3 平成18年 4 月以後の給与条例の海事職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が 3 級であったもの(第 7 号区分の項第 3 号に掲げる者を除く。)</p> <p>4 平成18年 4 月以後の給与条例の研究職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が 2 級であったもののうち知事の定めるもの</p> <p>5 平成18年 4 月以後の給与条例の医療職給料表(1)の適用を受けていた者でその属する職務の級が 1 級であったもののうち知事の定めるもの</p> <p>6 平成18年 4 月以後の給与条例の医療職給料表(2)の適用を受けていた者でその属する職務の級が 3 級又は 4 級であったもの</p> <p>7 平成18年 4 月以後の給与条例の医療職給料表(3)の適用を受けていた者でその属する職務の級が 3 級又は 4 級であったもの(第 7 号区分の項第 7 号に掲げる者を除く。)</p> <p>8 平成18年 4 月 1 日から平成19年 3 月31日までの間において適用されていた県立学校の教育職員の給与に関する条例の大学教育職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が 1 級であったもののうち知事の定めるもの</p> <p>9 平成18年 4 月以後の県立学校給与条例の高等学校等教育職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が 2 級であったもの(第 7 号区分の項第 8 号に掲げる者を除く。)のうち知事の定めるもの</p>

	10 平成18年4月以後の市町村立学校給与条例の中学校及び小学校教育職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が2級であったもの(第7号区分の項第9号に掲げる者を除く。)のうち知事の定めるもの
	11 平成18年4月以後の技能労務職員規則の技能労務職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が2級であったもの(第7号区分の項第10号に掲げる者を除く。)
	12 平成18年4月以後の任期付研究員条例第5条第2項の給料表の適用を受けていた者
第9号区分	第1号区分から第8号区分までのいずれの職員の区分にも属しないこととなる者

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

地方公営企業法第15条第1項ただし書に規定する主要な職員を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年3月30日

島根県知事 澄 田 信 義

島根県規則第49号

地方公営企業法第15条第1項ただし書に規定する主要な職員を定める規則の一部を改正する規則

地方公営企業法第15条第1項ただし書に規定する主要な職員を定める規則(昭和35年島根県規則第96号)の一部を次のように改正する。

本則に次の2号を加える。

- (3) 病院局の本局においては、局長、課長及び調整監
- (4) 病院局の病院においては、院長、副院長、事務局長、医療局長、医療局次長、医療技術局長、薬剤局長、看護局長、事務局部長及び調整監(島根県病院局職員の給与に関する規程(平成19年島根県病院局管理規程第6号)第3条第2号の医療職給料表の適用を受ける職員を除く。)

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

地方公営企業法第39条第2項の規定に基づき知事が定める職に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年3月30日

島根県知事 澄 田 信 義

島根県規則第50号

地方公営企業法第39条第2項の規定に基づき知事が定める職に関する規則の一部を改正する規則

地方公営企業法第39条第2項の規定に基づき知事が定める職に関する規則(昭和55年島根県規則第48号)の一部を次のように改正する。

本則に次の2号を加える。

- (3) 病院局の本局においては、局長、課長、調整監及びグループリーダー
- (4) 病院局の病院においては、院長、副院長、事務局長、医療局長、医療局次長、医療技術局長、薬剤局長、看護局長、室長、診療部長、医療技術局次長、科長、看護局次長、事務局部長、医療技術部長、看護部長、診療科部長、看護師長、医療局部長、技師長、室長補佐、副科長、副看護師長、調整監及び課長

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

島根県庁舎等管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年 3 月30日

島根県知事 澄 田 信 義

島根県規則第51号

島根県庁舎等管理規則の一部を改正する規則

島根県庁舎等管理規則（昭和52年島根県規則第20号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 号中「及び第二分庁舎」を「、第二分庁舎及び第三分庁舎」に改める。

第 7 条第 4 項中「県庁舎のうち第二分庁舎」の次に「及び第三分庁舎」を加え、「第二分庁舎の」を「当該庁舎の」に改める。

附 則

この規則は、平成19年 4 月 1 日から施行する。

島根県災害救助法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年 3 月30日

島根県知事 澄 田 信 義

島根県規則第52号

島根県災害救助法施行細則の一部を改正する規則

島根県災害救助法施行細則（昭和33年島根県規則第57号）の一部を次のように改正する。

第13条第 1 項中「盲学校、ろう学校及び養護学校」を「特別支援学校」に、「特殊教育諸学校」を「特別支援学校」に改める。

第19条及び第22条中「当該吏員」を「当該職員」に改める。

様式第 3 号中「島根県事務（技術）吏員」を「島根県職員」に改める。

様式第 4 号表面中「島根県 吏員」を「島根県職員」に改め、同様式裏面中「当該吏員」を「当該職員」に改める。

様式第 5 号(1)裏面中「該当吏員」を「該当職員」に改める。

附 則

この規則は、平成19年 4 月 1 日から施行する。

